

第7号(平成28年度秋)掲載記事

第7回 年金制度の歴史

◆年金制度は、年を経るごとに変遷を重ねてきました。80歳代のOB、その他のOB、現役等適用される年金制度が異なります。S61以前の退職者は旧年金制度であり、H27年10月以降に受給権が発生するOB、現役は共済年金の職域部分はありません。本誌の購読者は、年齢に大きな幅があり、一括して年金を語れません。年金講座を開催すると、老若男女、様々の人達が疑問と期待を持って参集します。

◆今回は年金の沿革を説明します。

大きな変革はS61年の新年金制度で自衛官やその被扶養者に国民年金制度を適用されることになりました。手続き上のポイントは、H9年の基礎年金番号の統一です。20歳以上の全国民(自衛官を含む)に基礎年金番号が付与されました。

◆基礎年金番号通知書を紛失している人もいると思います。現役の方は、基地・駐屯地の厚生科で、OBの方は「ねんきん定期便」「支給額通知書」から把握してください。

昭和 17	厚生年金誕生	平成 15	総報酬制度、賞与も年金額に反映
◇ 36	国民年金誕生	◇ 16	年金計算方法の変更、マクロ経済スライド導入
◇ 61	全国民は国民年金強制加入1~3号に区分	◇ 20	離婚分割制度成立
平成 9	基礎年金番号の統一、基礎年金番号通知	◇ 22	日本年金機構誕生、社会保険庁廃止
◇ 13	支給開始年齢逐次65歳へ	◇ 27	10月 共済年金「職域部分」廃止

消費生活アドバイザー 木暮晃治

第8号(平成28年度冬)掲載記事

第8回 年金制度の歴史

現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期になれば、基礎年金の給付(1階部分)を受けます。

民間サラリーマンや公務員は、これに加え、厚生年金や共済年金に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金を受給し(2階部分)さらに、3階部分として加入者に企業年金、共済年金の職域加算部分(年金払い退職給付)を受給します。

3階部分	企業年金		職域加算部分	27.10から新給付に逐次変更される。
	厚生年金		共済年金	
2階部分	国民年金(基礎年金)			
1階部分	自営業者など	会社員	公務員	第2号被保険者の被扶養配偶者
	第1号被保険者	第2号被保険者		第3号被保険者
区分				
加入者数	約1,800万人	約4,000万人		約1,000万人

消費生活アドバイザー OB 木暮晃治